

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

#### a. 企業間の連携

取引企業と単なる日常の取引だけでなく、人・モノ・経済動向などの情報を共有し、連携強化を図ることにより、業務の効率化をして、ともに発展していくことを目指します

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ① 價格決定方法法

取引価格は取引する会社の適正な利益を守ることを念頭に入れ、取引会社における労度条件の改善が可能となるよう、協議して決定します。

#### ② 手形などの支払い条件

手形取引は行はず現金取引を行います。

#### ③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている基本的な考え方を踏まえて取引を行います。取引上の立場を利用した知的財産の無償譲渡などは一切求めません。

#### ④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先企業がともに働き方改革を推進していくよう、無理な要求や時間外の要請などは行わず配慮する。

2026年1月7日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

<u>株式会社 アーミップ</u>	<u>代表取締役 松田 純</u>
企 業 名	役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。